

熊本県公報

号外 第32号
令和元年(2019年)
12月20日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 12
- 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条
例施行規則の一部を改正する規則…………… (男女参画・協働推進課) 12
- 熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例施行規則…………… (農産園芸課) 13

訓 令

- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (税務課) 16

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。
別表第1、別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500	

38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	

82	218,600	257,800	289,900	315,700
83	219,200	258,100	290,400	316,000
84	219,900	258,400	290,900	316,300
85	220,500	258,600	291,300	316,500
86	220,900	258,800	291,900	316,900
87	221,300	259,100	292,500	317,200
88	222,000	259,400	293,100	317,400
89	222,500	259,600	293,400	317,600
90	223,000	259,800	293,900	317,900
91	223,500	260,200	294,400	318,200
92	223,900	260,400	294,800	318,500
93	224,300	260,700	295,200	318,700
94	224,700	261,100	295,700	319,000
95	225,100	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	

	126		269,300	306,200	
	127		269,600	306,500	
	128		269,900	306,700	
	129		270,100	306,900	
	130		270,300	307,200	
	131		270,600	307,500	
	132		270,900	307,700	
	133		271,100	307,900	
	134		271,300		
	135		271,600		
	136		271,900		
	137		272,100		
再任用 職 員			230,400		

別表第4 (第4条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25

52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	45	30	28
59	23	46	31	28
60	24	46	32	28
61	25	47	33	29
62	26	47	34	29
63	27	48	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	

111	58	67	74
112	58	67	74
113	58	67	75
114	58	67	75
115	59	67	76
116	59	68	76
117	59	68	76
118	59	68	76
119	60	68	76
120	60	68	76
121	61	68	76
122		69	76
123		69	76
124		69	76
125		69	76
126		69	76
127		69	76
128		70	76
129		70	76
130		70	76
131		70	76
132		70	76
133		70	76
134		71	
135		71	
136		71	
137		71	

別表第5 (第4条関係)

降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	31	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101
43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	58	73	101
46	84	60	74	101
47	86	62	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101

52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	106	76	84	101
57	110	79	85	101
58	114	82	86	101
59	118	85	87	101
60	120	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		

111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1、別表第4及び別表第5の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(給料表の改正に伴う令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における給料の支給に関する特例)
- 3 平成30年3月31日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、同日においてその者が受けていた号給が176号給から185号給までである者の給料月額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、この規則による改正後の給料表の額にかかわらず、附則別表の左欄に掲げる平成30年3月31日における号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
(経過措置)
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 5 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない者の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定及び附則第2項の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とする。
- 6 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降格、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる者の当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附則別表

平成30年3月31日における号給	給料月額
176号	358,900円
177号	359,400円
178号	359,900円
179号	360,400円
180号	360,800円
181号	361,300円
182号	361,800円
183号	362,300円
184号	362,800円
185号	363,300円

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第20号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第21号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則（平成26年熊本県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び別記第1号様式中「第37条の2第3項」を「第37条の2第12項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の規定により提出されている申出書その他の書類は、改正後の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の規定により提出された申出書その他の書類とみなす。

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第22号

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例（令和元年熊本県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（ほ場の指定の申請）

第2条 条例第10条第2項（条例第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる主要農作物の区分に応じ、当該各号に定める日までに指定種子生産ほ場（指定原種ほ・指定原原種ほ）指定申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 稲及び大豆 毎年3月15日
- (2) 大麦、裸麦及び小麦 毎年9月30日

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請に係るほ場を指定したとき、又は指定しないこととしたときは、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（審査の請求）

第3条 条例第11条第3項（条例第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により審査を請求しようとする者は、ほ場審査及び生産物審査請求書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があった場合において、その請求に係る主要農作物又はその種子、原種若しくは原原種が条例第11条第5項（条例第14条第3項において準用する場合を含む。）の審査の基準に適合しないと認めるときは、その旨を当該請求を行った者に通知しなければならない。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている主要農作物の優良な種子又は原種を生産するほ場における、主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等の審査並びに当該種子又は原種の発芽の良否、不良な種子又は原種及び異物の混入状況等の審査を請求する旨の請求書その他の書類は、第3条第1項の規定により提出されたほ場審査及び生産物審査請求書とみなす。

別記第1号様式(第2条関係)

指定種子生産ほ場(指定原種ほ・指定原原種ほ)指定申請書

熊本県知事

様

年 月 日

申請者 住 所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

印

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例第10条第2項(同条例第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、指定種子生産ほ場(指定原種ほ・指定原原種ほ)の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

主要農作物の種類名	主要農作物の品種名	ほ場の所在地	ほ場の面積(a)	生産予定数量(kg)	参考事項

備考

- 1 氏名(法人その他の団体にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第2号様式(第3条関係)

ほ場審査及び生産物審査請求書

熊本県知事

様

年 月 日

申請者 住 所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

印

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例第11条第3項(同条例第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、指定種子生産ほ場(指定原種ほ・指定原原種ほ)のほ場審査及び当該ほ場における生産物審査を受けたいので、次のとおり請求します。

ほ場 番号	主要農 作物の 種類名	主要農 作物の 品種名	ほ場の 所在地	ほ場の 面積 (a)	生産予定 数量 (kg)	参考 事項
計						

備考

- 1 氏名(法人その他の団体にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

訓 令

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第79条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、熊本県税条例等の一部を改正する条例（令和元年熊本県条例第25号）の施行の日から施行する。